

省エネルギー小委員会 取りまとめ（抜粋）

2. 各部門における状況認識と必要な措置

2. 1 産業部門における必要な措置

（7）省エネ法に係る国と地方の権限の在り方について

① 小委員会での意見

- ・一部のみに委譲すると、透明性や公平性の担保が難しいように思う。民間も入った形での慎重な検討が必要。
- ・定期報告の評価フローを明確化したように、全国的に整合的・統一的な運用を担保しなければ、移譲は難しいのではないか。
- ・国と情報共有して、地方固有の施策に生かすのは良いと思う。一方、省エネ法に基づく措置が部分的になると、例えば地方が指導しても従わない者に対して、更なる法執行を行うときには国が出て行くという混乱が生じる可能性がある。例えば訴訟が起きたときに誰が責任を持った対応をするのかという問題もある。
- ・同じ業種の中でも都道府県と国の執行で差ができれば、競争上の問題が生じる。
- ・エネルギー使用量などのデータを地方に共有して、きめ細かな指導を行うというのは賛成。ただし、定期報告書のデータの公開については、不開示という最高裁の判例もあり、これとの整合性を確保した上で、具体の措置を検討すべき。
- ・権限委譲を希望する自治体に限定しないと、体制に余裕がないところなどは、いい加減にやってしまう可能性がある。
- ・省エネ法の地方への権限委譲は、3つの観点から産業界の省エネ行動を阻害すると懸念する。1つ目が自治体によって省エネ政策の強度に差が出て、競争上の問題が生じること、2つ目が、複数地域にまたがって生産する事業者の場合、生産が集中する自治体では増エネとなっても、日本全体では省エネになることがあり、部分最適を目指すことが必ずしも全体最適とはならない点、3つ目が二重行政による事業者への負荷。慎重な対応をとるべき。

② 小委員会での意見を踏まえ、既に講じた措置

本委員会での議論も踏まえ、関係者と事務的な相談を開始。

③ 今後必要な措置

（今後の検討の在り方）

省エネ法の特定事業者等（事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査の権限の地方自治体への委譲を検討するにあたっては、地方自治体によるきめ細やかな指導といったメリットを出

しつつも、省エネ法の法目的の達成に遺漏なきよう、法執行の全国的な統一性・整合性のある運用と共に、そのための都道府県における実施体制等の確保の在り方についても十分な整理が必要である。

加えて、企業秘密を内包する省エネ法届出情報の厳格な管理の担保と目的外使用の禁止等の問題については、都道府県等における情報管理の在り方について十分な検討が必要である。今後、これまでの検討を踏まえて、下記の点について整理すべく、都道府県等や関係者と検討を進めていくべきである。

(今後整理が必要な事項)

- ・ 執行体制の構築
- ・ 人材の確保
- ・ 措置の公平性
- ・ 情報の取り扱い（目的外使用の禁止等）
- ・ 国における関与（並行権限の保持）